

教育委員会会議 定例会

令和元年10月16日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1. 議 案

- 第 36 号 山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示
- 第 37 号 山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則
- 第 38 号 山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

2 報 告 事 項

- (6) 令和元年度山梨県教育功労者表彰について
- (7) 令和2・3年度「高等学校における通級指導実践研究校事業」の実践研究校指定について

3 その他報告

- (17) 平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について
- (18) 令和元年度中学校卒業予定者の第1次進路希望調査結果の概要について
- (19) 山梨県立青洲高等学校の校章について
- (20) 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園の校章について
- (21) 山梨県立青洲高等学校の制服について
- (22) 第73回国民体育大会の結果について
- (23) 令和元年度韓国・忠清北道へのスポーツ交流団の派遣について

議案第 36 号

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示

提案理由

県立高等学校の定時制及び通信制課程の生徒が負担する授業料の減免の実施に関し、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁高校教育課

題名	山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示
趣旨	県立高等学校の定時制及び通信制課程の生徒が負担する授業料の減免の実施に関し、所要の改正を行う。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <p>○令和元年9月定例県議会において、次の条例が議決された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例 <p>○これに伴い、県立高等学校の定時制及び通信制課程の生徒が負担している授業料の減免の実施にあたり、減免の対象となる場合及び減免手続等を定める必要がある。</p> <p>2 規則改正の内容</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金の受給権者である生徒であって定時制及び通信制課程に在学するものが次のいずれかに該当する場合、減免の対象とする。</p> <p>ア 減免を受けようとする年度（当該年度）に履修を開始する科目の単位数が30を超える場合</p> <p>イ 当該年度の前年度までに履修を開始した科目の単位数及び当該年度に履修を開始する科目の単位数の合計が74を超える場合</p> <p>※現在は、保護者が天災その他不慮の災害を受けたとき又は保護者が交通事故等により死亡し若しくは長期の傷病にかかったため著しく生活困難と認められるとき、生活保護法の被保護者の世帯又はこれに準ずる程度に困窮している世帯と認められるとき及び留学を許可されたときを授業料減免の対象としている（第2条第1項第1号から第4号）。</p> <p>(2) (1) の場合に減免する単位数を次のとおり定める。</p> <p>アの場合 30単位を超える部分の単位数</p> <p>イの場合 74単位を超える部分の単位数</p> <p>※学び直し支援金（高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に高等学校等就学支援金相当額を支給する制度）を受給することができるときは、学び直し支援金に係る単位数を控除した単位数を減免する単位数とする。</p> <p>(3) (1) の場合の減免の実施に必要な様式を定める。</p>
施行期日	令和2年4月1日から施行する。

第3号様式の3(第4条関係)

年 月 日

山梨県教育委員会殿

高等学校 課程 科第 学年(年次)
生徒住所
氏 名 印
保護者住所
氏 名 印

授業料減免申請書

次の理由により授業料の減免を受けたいので、申請します。

理 由	
減免を申請する期間	年 月から 年 月まで

第5号様式(第5条関係)

第 号

高等学校 課程 科第 学年(年次)

氏 名

保護者住所

氏 名

減免 決 定 通知書
却 下

年 月 日付けで申請のあった 料の減免については、下記のとおり 決定
したので通知します。 却下

年 月 日

山梨県教育委員会

記

- 1 決 定 事 項 免除する 却下する
- 2 減免決定期間 年 月分から 年 月分まで
- 3 減免決定単位数 単位数(第3号様式の3により申請があった場合のみ)
- 4 却下の理由

第七号様式を次のように改める。

号

高等学校 課程 科第 学年(年次)

氏 名

保護者住所

氏 名

授業料減免取消通知書

年 月 日付け教高第 号により決定した授業料の減免については、下記
のとおり減免を取り消したので通知する。

年 月 日

山梨県教育委員会

記

1 減免取消し理由

2 減免取消し時期 年 月分から

3 減免取消し単位数 単位分 (第3号様式の3により申請があった場合のみ)

附
則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程新旧対照表

新

旧

(減免の対象)

第二条 授業料の減免は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

- 一 保護者が天災その他不慮の災害を受けたため、著しく生活困難と認められるとき。
- 二 保護者が交通事故等により死亡し、又は長期の傷病にかかったため、著しく生活困難と認められるとき。
- 三 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第六条に規定する被保護者の世帯又はこれに準ずる程度に困窮している世帯と認められるとき。
- 四 留学を許可されたとき。
- 五 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第五条第一項に規定する受給権者(次条第一項第三号において「受給権者」という。)である生徒であつて定時制の課程又は通信制の課程に在学するものが次のいずれかに該当するとき。

イ 減免を受けようとする年度(ロ及び次条第一項第三号において「当該年度」という。)に履修を開始する科目の単位の合計が三十を超えるとき。

ロ 当該年度の前年度までに履修を開始した科目の単位数及び当該年度に履修を開始する科目の単位数の合計が七十四を超えるとき。

2 略

(減免の期間及び単位数)

第三条 授業料減免の期間は、次の各号に掲げる区分に従い当該

(減免の対象)

第二条 授業料の減免は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

- 一 保護者が天災その他不慮の災害を受けたため、著しく生活困難と認められるとき。
- 二 保護者が交通事故等により死亡し、又は長期の傷病にかかったため、著しく生活困難と認められるとき。
- 三 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第六条に規定する被保護者の世帯又はこれに準ずる程度に困窮している世帯と認められるとき。
- 四 留学を許可されたとき。

2 略

(減免の期間)

第三条 授業料減免の期間は、次の各号に掲げる区分に従い当該

各号に掲げる期間とする。

一 前条第一項第一号から第三号に掲げるとき 減免の申請を受理した日の属する月から当該減免を決定した日の属する年度の最終月までの期間

二 前条第一項第四号に掲げるとき 留学期間の初日の属する月の翌月(留学期間の初日が月の初日である場合は、当月)から終了した日の属する月の前月(終了した日が月の末日である場合は、当月)までの期間(当該留学期間の初日の属する年度の最終月までの期間に限る。)

三 前条第一項第五号に掲げるとき 受給権者である期間(当該年度に限る。)

2 前条第一項第五号に掲げる場合の授業料減免の単位数は、同号イ又はロに規定する単位を超える部分の単位数とする。ただし、山梨県公立高等学校及び直し支援金支給要領の規定により支給する学び直し支援金(この項において「学び直し支援金」という。)を受給することができるときは、減免する単位数から学び直し支援金が支給される単位数を控除する。

第四条 授業料及び入学料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる書類を学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

一 第二条第一項第一号から第三号に掲げるとき 減免申請書(第一号様式)、実情調査書(第二号様式)及びその他必要書類

二 第二条第一項第四号に掲げるとき 授業料減免申請書(第三号様式の一)

各号に掲げる期間とする。

一 前条 第一号から第三号に掲げるとき 減免の申請を受理した日の属する月から当該減免を決定した日の属する年度の最終月までの期間

二 前条 第四号に掲げるとき 留学期間の初日の属する月の翌月(留学期間の初日が月の初日である場合は、当月)から終了した日の属する月の前月(終了した日が月の末日である場合は、当月)までの期間(当該留学期間の初日の属する年度の最終月までの期間に限る。)

第四条 授業料及び入学料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる書類を学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

一 第二条 第一号から第三号に掲げるとき

イ 減免申請書(第一号様式)
ロ 実情調査書(第二号様式)
ハ その他必要書類

二 第二条 第四号に掲げるとき

イ 授業料減免申請書(第三号様式の一)

三 第二条第一項第五号に掲げるとき 授業料減免申請書（第三号様式の三）

2 学校長は、前項による申請があつたときは、意見書（前項第一号にあつては第四号様式。前項第二号にあつては第四号様式の二）その他の書類を添付し、教育委員会に進達しなければならない。

第五条、第八条 略

ロ その他必要書類

2 学校長は、前項による申請があつたときは、意見書（前項第一号にあつては第四号様式。前項第二号にあつては第四号様式の二）を添付し、教育委員会に進達しなければならない。

第五条、第八条 略

第1号様式(第4条関係) 略
 第3号様式の3(第4条関係)

第1号様式(第4条関係) ~ 第3号様式の2(第4条関係) 略
 新設

第3号様式の3(第4条関係)

山梨県教育委員会殿

年 月 日

高等学校 課程 科第 学年(年次) 即 即

生徒住所 氏名 即

保護者住所 氏名 即

授業料減免申請書

次の理由により授業料の減免を受けたいので、申請します。

理由	由
減免を申請する期間	年 月 から 年 月 まで

第4号様式(第4条関係) ~ 第4号様式の2(第4条関係) 略

第4号様式(第4条関係) ~ 第4号様式の2(第4条関係) 略

第 5 号様式 (第 5 条関係)

第5号様式(第5条関係)

高等学校	課程	科第	学年(年次)	第 号
氏 名	氏 名	氏 名		
保護者住所	氏 名			
決 定 通 知 書	決 定 通 知 書			
減 免 却 下	減 免 却 下			
年 月 日付で申請のあった 料の減免については、下記のとおり 決定 却下 したので通知します。				
年 月 日	年 月 日			
山梨県教育委員会				
1 決 定 事 項	免除する	却下する		
2 減免決定期間	年 月分	から 年 月分	まで	
3 減免決定単位数	単位分 (第3号様式の3により申請があった場合のみ)			
4 却下の理由				

第 6 号様式 略

第 5 号様式 (第 5 条関係)

第5号様式(第5条関係)

高等学校	課程	科第	学年(年次)	第 号
氏 名	氏 名	氏 名		
保護者住所	氏 名			
決 定 通 知 書	決 定 通 知 書			
減 免 却 下	減 免 却 下			
年 月 日付で申請のあった 料の減免については、下記のとおり 決定 却下 したので通知します。				
年 月 日	年 月 日			
山梨県教育委員会				
1 決 定 事 項	免除する	却下する		
2 減免決定期間	年 月分	から 年 月分	まで	
3 却下の理由				

第 6 号様式 略

第7号様式(第7条関係)

第7号様式(第7条関係)

号

高等学校 課程 科第 学年(年次)

氏 名

保護者住所

氏 名

授業料減免取消通知書

年 月 日付け教高第 号により決定した授業料の減免については、下記
のとおり減免を取り消したので通知する。

年 月 日

山梨県教育委員会

記

1 減免取消し理由

年 月 日から

2 減免取消し時期

3 減免取消し単位数 単位分(第3号様式の3)により申請があった場合のみ

第7号様式(第7条関係)

第7号様式(第7条関係)

号

高等学校 課程 科第 学年(年次)

氏 名

保護者住所

氏 名

授業料減免取消通知書

年 月 日付け教高第 号により決定した授業料の減免については、下記
のとおり減免を取り消したので通知する。

年 月 日

山梨県教育委員会

記

1 取消し理由

年 月 日から

2 取消し時期

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

提案理由

県立高等学校の定時制及び通信制課程の生徒が負担する授業料の減免の実施及び山梨県立青洲高等学校の開設に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁高校教育課 教育庁高校改革・特別支援教育課

題名	山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則			
趣旨	県立高等学校の定時制及び通信制課程の生徒が負担する授業料の減免の実施及び山梨県立青洲高等学校の開設に伴い、所要の改正を行う。			
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <p>○令和元年9月定例県議会において、次の条例が議決された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例 ・山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例 <p>○これに伴い、県立高等学校の定時制及び通信制課程の生徒が負担している授業料に関し減免の措置を講ずるとともに、県立青洲高等学校の位置及び設置学科等を定める必要がある。</p> <p>○その他所要の改正を行う。</p> <p>2 規則改正の内容</p> <p>(1) 授業料の一部に自己負担が生じている定時制及び通信制課程の生徒について減免の対象とする。</p> <p>(2) 青洲高等学校の位置、設置学科等を次のように定める。</p> <p>位置: 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1, 733番地の2 課程: 全日制(単位制) 種別: 本科 修業年限: 3年 設置学科: 普通科、機械工学科、土木工学科、ビジネス探究科、 ビジネス情報科</p> <p>(3) 増穂商業高等学校及び峡南高等学校の位置を次のように改める。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 増穂商業高等学校 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1, 372番地 峡南高等学校 山梨県南巨摩郡身延町三沢2, 417番地 </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">}</td> <td style="vertical-align: middle;"> 山梨県西八代郡市川三郷町 市川大門1, 733番地の2 </td> </tr> </table> <p>(4) その他所要の改正として、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。</p>	増穂商業高等学校 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1, 372番地 峡南高等学校 山梨県南巨摩郡身延町三沢2, 417番地	}	山梨県西八代郡市川三郷町 市川大門1, 733番地の2
増穂商業高等学校 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1, 372番地 峡南高等学校 山梨県南巨摩郡身延町三沢2, 417番地	}	山梨県西八代郡市川三郷町 市川大門1, 733番地の2		
施行期日	2(4)は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 2(1)及び(2)は令和2年4月1日から、2(3)は令和3年4月1日から施行する。			

山梨県立高等学校校学則新旧対照表（第一条関係）

新

旧

第四条 学校の教育課程は、高等学校学習指導要領及び教育委員会
の定める基準に従い、各教科に属する科目、特別活動及び
総合的な探究の時間により編成する。

第四条の二（第六条）略

第七条 各教科に属する科目及び総合的な探究の時間の授業時
数は、一単位について、単位時間を五十分とし、三十五単位
時間に相当する時間を標準とする。

2 略

第八条 略

第九条 略

2 校長は、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な探
究の時間を履修し、その成果が目標からみて満足できると認
められる場合には、総合的な探究の時間について履修した単
位を修得したことを認定する。

第十条 校長は、卒業までに履修させる各教科に属する科目及
びその単位数、総合的な探究の時間の単位数並びに特別活動
及びその授業時数に関する事項を定める。

第四条 学校の教育課程は、高等学校学習指導要領及び教育委
員会の定める基準に従い、各教科に属する科目、特別活動及
び総合的な学習の時間により編成する。

第四条の二（第六条）略

第七条 各教科に属する科目及び総合的な学習の時間の授業時
数は、一単位について、単位時間を五十分とし、三十五単位
時間に相当する時間を標準とする。

2 略

第八条 略

第九条 略

2 校長は、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な学
習の時間を履修し、その成果が目標からみて満足できると認
められる場合には、総合的な学習の時間について履修した単
位を修得したことを認定する。

第十条 校長は、卒業までに履修させる各教科に属する科目及
びその単位数、総合的な学習の時間の単位数並びに特別活動
及びその授業時数に関する事項を定める。

山梨県立高等学校校学則新旧対照表（第二一条関係）

新

旧

<p>第二十五条 略</p>	<p>第二十五条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 高等学校（全日制の課程に限る。）に在学する者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第五条第一項に規定する受給権者（第三十九条及び第三十九条の二において「受給権者」という。）を除く。）が当該高等学校に在学する年度の四月一日から起算して二十四日を超えない範囲内において条例第二条第四項の規定により教育委員会が指定する日までに同法第四条の認定の申請（第三十九条において「認定申請」という。）をしたときは、第一項本文及び前項本文の規定にかかわらず、当該者の当該申請をした日の属する年度の四月から六月までの各月分の授業料は、その年度の七月二十日を納期限とする。</p>	<p>3 高等学校（全日制の課程に限る。）に在学する者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第五条第一項に規定する受給権者（第三十九条において「受給権者」という。）を除く。）が当該高等学校に在学する年度の四月一日から起算して二十四日を超えない範囲内において条例第二条第四項の規定により教育委員会が指定する日までに同法第四条の認定の申請（第三十九条において「認定申請」という。）をしたときは、第一項本文及び前項本文の規定にかかわらず、当該者の当該申請をした日の属する年度の四月から六月までの各月分の授業料は、その年度の七月二十日を納期限とする。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>5 天災その他特別の事情により就学困難と認められる生徒及び留学を許可された生徒に対しては、条例の定めるところにより授業料を減免することができる。</p> <p>第二十六条（第三十九条 略）</p> <p>第三十九条の二 第二十五条第五項に規定するもののほか、受給権者である生徒であつて教育委員会が定める定時制の課程又は通信制の課程に在学するものに対しては、条例の定めるところにより授業料を減免することができる。</p>	<p>5 天災その他特別の事情により就学困難と認められる生徒及び留学を許可された生徒に対しては、条例の定めるところにより授業料を減免することができる。</p> <p>第二十六条（第三十九条 略）</p>
<p>第四十条・第四十一条 略</p>	<p>第四十条・第四十一条 略</p>

別表第一（第一条関係）

略	名称	位置	課程	種別	修業年限	昼夜間制	設置学科
山梨県立 増穂商業高等学校	山梨県南巨摩郡富士川町 最勝寺一、三七二番地	全日制	本科	三年		商業科、情報処理科	
山梨県立 市川高等学校	山梨県西八代郡市川三郷 地の二	全日制	本科	三年		普通科、英語科	
山梨県立 青洲高等学校	山梨県西八代郡市川三郷 町市川大門一、七三三番 地の二	全日制 (単位 制)	本科	三年		普通科、機械工学 科、土木工学科、ビ ジネス探究科、ビジ ネス情報科	
山梨県立 映南高等学校	山梨県南巨摩郡身延町三 沢二、四一七番地	全日制	本科	三年		電子機械科、土木シ ステム科	

別表第一（第一条関係）

略	名称	位置	課程	種別	修業年限	昼夜間制	設置学科
山梨県立 増穂商業高等学校	山梨県南巨摩郡富士川町 最勝寺一、三七二番地	全日制	本科	三年		商業科、情報処理科	
山梨県立 市川高等学校	山梨県西八代郡市川三郷 町の二	全日制	本科	三年		普通科、英語科	
山梨県立 映南高等学校	山梨県南巨摩郡身延町三 沢二、四一七番地	全日制	本科	三年		電子機械科、土木シ ステム科	

山梨県立高等学校学則新旧対照表（第二条関係）

新

別表第一（第一条関係）

略	名称	位置	課程	種別	修業年限	昼夜間制	設置学科
山梨県立 増穂商業高等 学校	山梨県西八代郡市川三郷 町市川大門一、七三三番 地の二	山梨県西八代郡市川三郷 町市川大門一、七三三番 地の二	全日制	本科	三年		商業科、情報処理科
山梨県立 市川高等学 校	山梨県西八代郡市川三郷 町市川大門一、七三三番 地の二	山梨県西八代郡市川三郷 町市川大門一、七三三番 地の二	全日制	本科	三年		普通科、英語科
山梨県立 青洲高等学 校	山梨県西八代郡市川三郷 町市川大門一、七三三番 地の二	山梨県西八代郡市川三郷 町市川大門一、七三三番 地の二	全日制 (単位制)	本科	三年		普通科、機械工学科、 土木工学科、ビジネス 探検科、情報科
山梨県立 峡南高等学 校	山梨県南巨摩郡身延町三 沢二、四一七番地	山梨県南巨摩郡身延町三 沢二、四一七番地	全日制	本科	三年		電子機械科、土木シ ステム科

旧

別表第一（第一条関係）

略	名称	位置	課程	種別	修業年限	昼夜間制	設置学科
山梨県立 増穂商業高 等学校	山梨県南巨摩郡富士川町 最勝寺一、三七二番地	山梨県南巨摩郡富士川町 最勝寺一、三七二番地	全日制	本科	三年		商業科、情報処理科
山梨県立 市川高等学 校	山梨県西八代郡市川三郷 町市川大門一、七三三番 地の二	山梨県西八代郡市川三郷 町市川大門一、七三三番 地の二	全日制	本科	三年		普通科、英語科
山梨県立 青洲高等学 校	山梨県西八代郡市川三郷 町市川大門一、七三三番 地の二	山梨県西八代郡市川三郷 町市川大門一、七三三番 地の二	全日制 (単位制)	本科	三年		普通科、機械工学科、 土木工学科、ビジネス 探検科、情報科
山梨県立 峡南高等学 校	山梨県南巨摩郡身延町三 沢二、四一七番地	山梨県南巨摩郡身延町三 沢二、四一七番地	全日制	本科	三年		電子機械科、土木シ ステム科

議案第 38 号

山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

提案理由

県立やまびこ支援学校の移転に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁高校改革・特別支援教育課

題名	山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則
趣旨	県立やまびこ支援学校の移転に伴い、所要の改正を行う。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○やまびこ支援学校は、施設が老朽化するとともに、敷地の全域が土砂災害警戒区域に指定されているため、移転が必要となった。 ○このため、大月市富浜町宮谷から大月市猿橋町桂台へ移転し、令和2年1月から共用を開始することとなった。 ○その他所要の改正を行う。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>(1) やまびこ支援学校の位置を次のように改める。</p> <p style="padding-left: 20px;">大月市富浜町宮谷1,497番地 →大月市猿橋町桂台3丁目31番地1</p> <p>(2) その他所要の改正として、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。</p>
施行期日	2(2)は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 2(1)は令和2年1月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県立特別支援学校学則新旧対照表 (第一 各条関係)

新

旧

第八条 高等部の各教科に属する科目、特別活動、自立活動及び総合的な探究の時間の授業は、年間三十五週行うことを標準とし、各学年の週当たりの授業時数は、三十単位時間を標準とする。一単位時間は、五十分を標準とし、各教科に属する科目の一単位の授業時数は、一個学年三十五単位時間を標準とする。ただし、知的障害者を教育する特別支援学校にあつては、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な探究の時間(以下「各教科等」という。)の総授業時数は、各学年とも千五十単位時間を標準とする。

2 校長は、本科(修業年限三年の全日制の課程をいう。以下同じ。)の全課程の修了を認定するに当たつては、各教科に属する科目及び総合的な探究の時間を履修し、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められる者について、当該者が七十四単位(自立活動の単位数を含めることができず。)(以上修得し、かつ、特別活動及び自立活動の成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものであるときは、これを行うものとする。ただし、知的障害者を教育する特別支援学校にあつては、各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、これを行うものとする。

3 略

第八条 高等部の各教科に属する科目、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間の授業は、年間三十五週行うことを標準とし、各学年の週当たりの授業時数は、三十単位時間を標準とする。一単位時間は、五十分を標準とし、各教科に属する科目の一単位の授業時数は、一個学年三十五単位時間を標準とする。ただし、知的障害者を教育する特別支援学校にあつては、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間(以下「各教科等」という。)の総授業時数は、各学年とも千五十単位時間を標準とする。

2 校長は、本科(修業年限三年の全日制の課程をいう。以下同じ。)の全課程の修了を認定するに当たつては、各教科に属する科目及び総合的な学習の時間を履修し、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められる者について、当該者が七十四単位(自立活動の単位数を含めることができず。)(以上修得し、かつ、特別活動及び自立活動の成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものであるときは、これを行うものとする。ただし、知的障害者を教育する特別支援学校にあつては、各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、これを行うものとする。

3 略

山梨県立特別支援学校学則新旧対照表（第二条関係）

新

別表（第二条関係）

略	山梨県立やまびこ支援学校			略	名称
	山梨県大月市猿橋町桂台三丁目三十一番地				位置
	知的障害 肢体不自由				教育の対象とする障害種別
	高等部	中学部	小学部		部
	本科				種別
	普通科				学科
	三年	三年	六年		修業年限

旧

別表（第二条関係）

略	山梨県立やまびこ支援学校			略	名称
	山梨県大月市富浜町宮谷一、四九七番地				位置
	知的障害 肢体不自由				教育の対象とする障害種別
	高等部	中学部	小学部		部
	本科				種別
	普通科				学科
	三年	三年	六年		修業年限

(令和元年10月16日)

課室名

総務課

件名	令和元年度山梨県教育功労者表彰について														
経緯	<p>山梨県教育委員会表彰規則に基づき、毎年11月に「山梨県教育功労者表彰」を実施している。</p> <p>表彰の対象は、本県の教育行政、学校教育、学術文化、体育・スポーツ等の振興発展に貢献した方々である。</p> <p>この制度は昭和25年から始まり、本年度で被表彰者は1,160人となる。</p>														
内容	<p>1 本年度は</p> <p>山梨県教育功労者 23人を決定した。 詳細は別紙のとおりである。</p> <p><山梨県教育功労者の内訳></p> <table><tr><td>(1) 学校教育分野のうち県立学校</td><td>6人</td></tr><tr><td>(2) 学校教育分野のうち小中学校</td><td>15人</td></tr><tr><td>(3) 体育・スポーツ分野</td><td>1人</td></tr><tr><td>(4) 学校保健分野</td><td>1人</td></tr></table> <p>2 表彰式は令和元年11月6日(水)午後2時から「ベルクラシック甲府」において行う。</p> <p>3 報道対応については、次のとおり</p> <table><tr><td>(1) 資料配付</td><td>令和元年10月23日(水)</td></tr><tr><td>(2) 報道解禁</td><td>テレビ・ラジオ 11月4日(祝・月) 17時</td></tr><tr><td></td><td>新聞 11月5日(火) 朝刊</td></tr></table>	(1) 学校教育分野のうち県立学校	6人	(2) 学校教育分野のうち小中学校	15人	(3) 体育・スポーツ分野	1人	(4) 学校保健分野	1人	(1) 資料配付	令和元年10月23日(水)	(2) 報道解禁	テレビ・ラジオ 11月4日(祝・月) 17時		新聞 11月5日(火) 朝刊
(1) 学校教育分野のうち県立学校	6人														
(2) 学校教育分野のうち小中学校	15人														
(3) 体育・スポーツ分野	1人														
(4) 学校保健分野	1人														
(1) 資料配付	令和元年10月23日(水)														
(2) 報道解禁	テレビ・ラジオ 11月4日(祝・月) 17時														
	新聞 11月5日(火) 朝刊														

件名	令和2・3年度「高等学校における通級指導実践研究校事業」の実践研究校指定について
経緯	<p>○学校教育法施行規則が一部改正（H30.4.1施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校で通級指導を受けている生徒数の増加等を踏まえ、高等学校においても障害に応じた特別な指導を行う必要がある生徒に対し、一部の授業を通級指導によって実施できるよう制度化。 <p>[内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害に応じた特別な指導を高校の教育課程に位置付けることを可能。 ② 生徒が「個別の指導計画」に従って通級指導を履修した場合、年間7単位を上限として単位修得を認定（卒業単位に加えることができる）。 ③ 通級での指導内容（自立活動）は、特別支援学校高等部学習指導要領に準ずる。 <p>○H30～H31の「高等学校における通級指導実践研究校事業」（本県独自の事業）を継続し、R2から2年間自校通級の研究校を中央高等学校以外で1校指定し、通級指導の実践研究を行うこととした。</p> <p>※中央高等学校では、通級による指導を引き続き教育課程に位置付けて実施する。</p> <p>○R1.7.18付けで各県立高校に対し公募したところ、ひばりが丘高等学校から応募があり、企画提案等を確認の上、同校を通級指導の実践研究校に指定することとした（R1.10.4付けで実践研究校として内定）。</p>
対応	<p>○R2年度より、ひばりが丘高等学校において、通級指導を導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級の形態としては、当面、自校通級とし、昼間部、夜間部とも通常の授業時間とは別に特別支援学校高等部の学習指導要領に準じた「自立活動」を教育課程に加える形で位置付け、卒業単位として認定する。 <p>○今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひばりが丘高等学校においては、県教育委員会担当課等と協議の上、実践研究に向けた諸準備を行う； <p>[検討事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象生徒の決定、医師や学識経験者を含めた専門家及び関係機関との連携 ② 教育課程の編成、指導内容及び指導者の検討 ③ 特別支援学校のセンター的機能の活用、中学校との情報共有 等 <ul style="list-style-type: none"> ・県としては、関係機関等への周知及び国からの加配措置の動向を踏まえた必要な支援を行うとともに、R2年度には、実践研究校における取り組みや成果の普及に努めるとともに、県全体の通級指導の体制について検討を進め、R3年度以降における自校通級の複数校指定、他校通級、巡回指導等の対応を検討する。

件名	平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について
経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省主管)の本県の結果を報告するものである。 この調査は、暴力行為・いじめ・不登校等の実態など生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策推進の参考にするために、毎年実施しているものである。 本日は、公立小・中・高等学校における暴力行為と不登校、公立小・中・高等学校、特別支援学校におけるいじめ、高等学校における中途退学者数について報告する。 文部科学省の調査は、公立学校に加えて、国・私立学校も調査しているが、県の報告は、公立学校の調査結果である。 調査期間は平成30年度間(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
概要	<p>1 暴力行為の発生件数 ()内は前年度</p> <p>(公立小・中・高)総件数 2,287件(1,899件)</p> <p>管理下 2,161件(1,766件)</p> <p>管理下以外 126件(133件)</p> <p>(1)発生総件数は、前年度より39件増加 【小学校+21件,中学校+10件,高等学校+8件】</p> <p>(2)1,000人あたりの発生件数 2.9件 全国5.5件</p> <p>(3)形態別の発生件数で見ると、前年度より、生徒間暴力が+34件,器物損壊が+10件の増加,対人暴力が増減なし,対教師暴力が-4件減少した。</p> <p>2 いじめの認知件数 ()内は前年度</p> <p>(公立小・中・高・特支)6,356件(4,459件)</p> <p>(1)認知件数は、前年度より1,897件増加 【小学校+1,527件,中学校+352件,高校-18件,特支+36件】</p> <p>(2)1,000人あたりの認知件数 70.4件 全国平均40.9件</p> <p>(3)いじめの解消状況としては、「いじめが解消しているもの」は、小学校で88.1%,中学校で88.0%,高等学校で84.8%,特別支援学校で86.0%である。小・中・高・特別支援学校ともに高い割合を示しており、いじめの積極的認知を行い、早期対応をした成果が見られる。(※県によるいじめの追調査での「解消しているもの」の割合は、小学校で99.8%,中学校で99.6%,高等学校で97.7%である。)</p> <p>3 不登校者数【30日以上、不登校を理由に欠席した児童生徒数】 ()内は前年度</p> <p>公立小・中・高 1,249人(1,106人)</p> <p>(1)不登校者数は、前年度より143人増加 【小学校+88人,中学校+78人,高等学校-23人】</p> <p>(2)小・中学校の不登校児童生徒数の全児童生徒に占める割合 1.84%(1.53%) 全国公立小・中1.70%(1.47%)</p> <p>(3)公立高校の不登校生徒数の全高校生に占める割合 0.81%(0.91%) 全国公立1.80%(1.70%)</p> <p>4 中途退学者数 ()内は前年度</p> <p>公立高等学校 155人(128人)</p> <p>全日制高校 116人(76人) 定時制高校 39人(52人)</p> <p>(1)中途退学者数は、前年度より27人増加 【全日制+40人,定時制-13人】</p> <p>(2)中途退学者の全高校生に占める割合</p> <p>全日制高校 0.66%(0.42%) 全国公立0.80%(0.80%)</p> <p>定時制高校 5.80%(6.97%) 全国公立9.30%(9.70%)</p>

【公立小中学校】

1 暴力行為

(1) 暴力行為の発生件数

前年度
 小学校 69件【管理下 67件, 管理下以外 2件】 48件【下 43, 外 5】
 中学校 132件【管理下 124件, 管理下以外 8件】 122件【下 119, 外 3】
 前年度より, 小学校21件増【前年度比+43.8%】, 中学校10件増【前年度比+8.2%】

(2) 1000人当りの発生件数

小学校1.76件【全国公立5.7件】, 中学校6.41件【全国公立9.3件】

(3) 暴力行為の発生学校数 【 】内は発生学校数の割合

学校の管理下で発生した学校は, 小学校22校【12.6%】, 中学校27校【32.5%】
 学校の管理下以外で発生した学校は, 小学校 2校【1.2%】, 中学校 6校【8.2%】

(4) 形態別発生件数 ()内は前年度の発生件数

「対教師暴力」 小31件(16件), 中 4件(24件)
 「生徒間暴力」 小30件(24件), 中100件(75件)
 「対人暴力」 小 2件(2件), 中 6件(5件)
 「器物損壊」 小 6件(6件), 中 22件(18件)

(5) 発生件数に対する割合

「対教師暴力」 小44.9% 中 3.0%
 「生徒間暴力」 小43.5% 中75.8%
 「対人暴力」 小 2.9% 中 4.6%
 「器物損壊」 小 8.7% 中16.7%

2 いじめ

(1) いじめの認知学校数 【 】は認知率=認知学校数/公立学校総数

小学校150校【86.2%】 (130校) 全国公立86.2%
 中学校 75校【90.4%】 (68校) 全国公立87.7%

(2) いじめの認知件数 ()内は前年度の発生件数

・小学校4, 774件(3, 247件)
 中学校1, 361件(1, 009件)
 合計6, 135件(4, 256件)
 ・1校あたりのいじめの認知件数
 小学校27.4件 全国公立21.4件, 中学校16.4件 全国公立9.9件

(3) いじめの現在の状況

「解消しているもの」 小学校4205件, 中学校1198件
 「解消に向けて取り組み中」 小学校 569件, 中学校 161件
 「その他」 小学校 0件, 中学校 2件
 (合計) 小学校4774件, 中学校1361件
 「解消しているもの」の割合 小88.1% 中88.0% 全88.1%
 ※県によるいじめの追調査での「解消しているもの」の割合(9/30 現在)
 小99.8% 中99.6% 全99.7%

(4) 学年別の認知件数

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
小学校(件)	877	1013	849	867	706	462
中学校(件)	732	445	184			

内
容

内 容	(5) 発見のきっかけ 上位3項目		
	・小学校：アンケート調査などの学校の取組	72.9%	全国公立56.9%
	いじめられた児童からの訴え	10.5%	全国公立16.4%
	担任が発見	9.8%	全国公立10.8%
	・中学校：アンケート調査など学校の取組	60.1%	全国公立36.0%
	いじめられた生徒からの訴え	18.6%	全国公立25.1%
	担任が発見	8.5%	全国公立10.2%
	(6) いじめられた児童生徒の相談の状況【※複数回答】 上位3項目		
	・小学校：学級担任	85.1%	全国公立81.8%
	保護者や家族	14.9%	全国公立22.0%
	友人	5.1%	全国公立5.9%
	・中学校：学級担任	78.8%	全国公立75.8%
	保護者や家族	21.5%	全国公立25.9%
	友人	12.0%	全国公立9.5%
	(7) いじめの態様【※複数回答】 上位3項目		
	・小学校：冷やかす・からかい	60.9%	全国公立62.0%
	軽くぶつかる・叩かれる・蹴られる	26.9%	全国公立23.5%
	仲間はずれ・無視	14.7%	全国公立13.9%
	・中学校：冷やかす・からかい	74.4%	全国公立66.3%
	軽くぶつかる・叩かれる・蹴られる	19.7%	全国公立14.1%
仲間はずれ・無視	14.3%	全国公立12.2%	
(8) 学校における「いじめ」に対する特別な対応 上位3項目			
・いじめる児童生徒への特別な対応			
いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導		43.6%	
保護者への報告		38.1%	
別室指導		13.4%	
・いじめられた児童生徒への特別な対応			
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施		3.3%	
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った		2.0%	
別室の提供や常時職員がついて心身の安全の確保		1.3%	
(9) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 上位3項目			
・小学校：			
職員会議等を通じていじめの問題について教職員間で共通理解を図った。		174校	
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。		169校	
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の間関係や仲間作りを促進したりした。		137校	

内
容

- ・中学校：
職員会議等を通じていじめの問題について教職員間で共通理解を図った。 83校
スクールカウンセラー，相談員，養護教諭を積極的に活用して教育相談体制
の充実を図った。 81校
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ，指導を行った。 76校

(10) いじめの日常的な取組のために，学校が直接児童生徒に行った具体的な方法について

- ・アンケート実施率 小学校100%【170校】，中学校100%【80校】
- 実施頻度
小学校：年1回【0%】，年2～3回【86.5%】，年4回以上【13.5%】
中学校：年1回【0%】，年2～3回【65.0%】，年4回以上【35.0%】
- 実施方法【※複数回答】
小学校：記名式【81.2%】，無記名式【20.6%】，記名か無記名か選択式【6.5%】
中学校：記名式【66.3%】，無記名式【25.0%】，記名か無記名か選択式【22.5%】
- ・個別面談の実施 小学校 96.5%【164校】，中学校100.0%【80校】
- ・「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等 小学校 53.5%【91校】，中学校100.0%【80校】
- ・家庭訪問 小学校100.0%【170校】，中学校100.0%【80校】

(11) いじめ防止対策推進法に関して

- ・「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数【単位：市町村】
策定済【26】，策定に向けて検討中【2】，策定するかどうかを検討中【0】，
策定しない【0】
- ・「いじめ問題対策連絡協議会」【法14条第1項】を設置した自治体数【単位：市町村】
条例設置【8】，条例設置でないが法の趣旨を踏まえた会議体を設置【10】，
設置に向けて検討中【8】，設置するかどうかを検討中【2】，設置しない【0】
- ・条例により「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数
「教育委員会の附属機関」【単位：市町村】
設置済【17】，設置に向けて検討中【7】，設置するかどうかを検討中【4】，
設置しない【0】
「地方公共団体の長の附属機関」【単位：市町村】
設置済【18】，設置に向けて検討中【4】，設置するかどうかを検討中【6】，
設置しない【0】

3 不登校【定義：30日以上，不登校を理由に欠席した児童生徒数】

(1) 不登校児童生徒数（ ）内は前年度の不登校児童生徒数

- ・小学校 289人（201人）
【内 90日以上141人，内 出席日数10日以下29人，内 出席日数0日11人】
- ・中学校 813人（735人）
【内 90日以上514人，内 出席日数10日以下110人，内 出席日数0日31人】
- ・合計 1,102人（936人）

(2) 不登校児童生徒の全児童生徒に占める割合（ ）内は前年度の割合

- ・小学校0.74%（0.50%） 全国公立0.70%（0.55%）
- ・中学校3.95%（3.47%） 全国公立3.80%（3.38%）
- ・合計 1.84%（1.53%） 全国公立1.70%（1.47%）

(3) 学年別不登校児童生徒数と前年度からの継続数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
不登校(人)	14	32	26	55	65	97	203	297	313
継続数(人)		10	9	21	24	40	51	159	216
継続割合(%)		32.3	39.1	38.9	37.5	41.2	25.9	53.7	69.2

前年度の学年別不登校者数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
不登校(人)	16	17	25	31	57	55	178	251	306

(4) 不登校の要因 ※複数回答・全不登校者に対する割合 上位3項目

<小学校>

・本人に係る要因		
「不安」の傾向	33.9%	全国公立35.8%
「無気力」の傾向	30.1%	全国公立26.7%
「その他」	21.5%	全国公立22.4%
・学校、家庭に係る要因		
家庭に係る状況	61.6%	全国公立55.7%
いじめを除く友人関係をめぐる問題	16.6%	全国公立21.7%
学業の不振	13.8%	全国公立15.2%

<中学校>

・本人に係る要因		
「無気力」の傾向	33.2%	全国公立30.6%
「不安」の傾向	31.4%	全国公立32.2%
「学校における人間関係」に課題を抱えている	18.5%	全国公立18.5%
・学校、家庭に係る要因		
家庭に係る状況	32.6%	全国公立31.4%
いじめを除く友人関係をめぐる問題	25.5%	全国公立30.3%
学業の不振	25.5%	全国公立24.1%

(5) 不登校児童生徒への指導結果の状況 【 】内の%は不登校生徒数に対する割合

・指導の結果登校するまたはできるようになった児童生徒数 ()内は前年度の数		
小学校108人【37.4%】(44人)	全国公立26.7%	
中学校238人【29.8%】(179人)	全国公立26.4%	
合計346人【31.4%】(204人)	全国公立26.5%	
・継続した登校には至らないが好ましい変化が見られるようになった児童生徒数		
小学校50人【17.3%】(40人)	全国公立22.4%	
中学校168人【20.7%】(166人)	全国公立22.0%	
合計218人【19.8%】(206人)	全国公立22.1%	
・上記の合計		
小学校158人【54.7%】(84人)	全国公立49.1%	
中学校406人【49.9%】(345人)	全国公立48.4%	
合計564人【51.2%】(429人)	全国公立48.6%	

<すべての問題行動に対して>

(1) 「山梨県教育大綱(山梨県教育振興基本計画)」や「平成31年度山梨県学校教育指導重点」に沿った取組により、きめ細かな生徒指導体制の更なる整備・充実を図る。

(2) 「魅力ある学校づくり」(未然防止)を目指す。

① 「居場所づくり」と「絆づくり」の推進

② 未然防止の取組について生徒指導主事研修会等での情報提供

(3) 道徳教育を充実し、豊かな心を育むことで、問題行動の未然防止に努める。

①やまなし道徳教育研究推進事業

全公立小・中学校において道徳の授業を地域や保護者に公開、家庭・地域と連携した道徳的実践活動の実施

全小・中学校の道徳担当者に対して道徳教育についての実践的な研修の実施

②「しなやかな心の育成プロジェクト」

各小・中学校の道徳教育重点目標に沿った具体的な取組の実施

(4) いじめ・不登校対策事業を効果的に推進していく。

①スクールカウンセラー活用事業

スクールカウンセラーの配置 小学校75校, 中学校80校

要請訪問によるスクールカウンセラーの派遣

②スクールソーシャルワーカー活用事業

要請によるスクールソーシャルワーカーの派遣 (教育事務所に11名配置)

③研修事業

思春期の子どもと向き合う保護者のためのセミナー

④相談事業

・面接による教育相談事業 (総合教育センター相談支援部)

→ 対象: 生徒・保護者・教員

・いじめ不登校ホットライン事業 (総合教育センター相談支援部)

→ 休日を含め, 24時間体制で電話相談を実施

・地域連携子どもと親と教師のための教育相談事業(山梨大学と県教委の連携事業)

→ 問題行動の未然防止や早期発見・早期対応

(5) 「学力向上総合対策事業」を中心に、基礎学力の定着や学ぶ意欲を高める指導を工夫する。

①市町村教育委員会と学校とが連携する授業改善, 家庭学習の定着等の取組の推進

②学力向上対策会議の開催

③「山梨県学力把握調査」「学びのサイクル改善事業」「主体的・対話的で深い学び推進事業」の実施による授業改善

<暴力行為について>

(1) 毅然とした対応を行う。(校内の指導体制の確立)

(2) チームによる支援を進める。(共通理解, 実践・早期対応)

①適切な対応を図るための幼稚園から小学校, 小学校から中学校などへの系統的, 継続的な支援

②スクールソーシャルワーカー事業等を活用した家庭や関係機関との連携の強化

③スクールカウンセラー事業等による教育相談活動の更なる充実

④特別支援教育との連携

<いじめについて>

(1) 「学校いじめ防止基本方針」による具体的な計画や取組を確実に実施する。

①未然防止から早期発見, 対処へと至る一連の取組の確実な実施

②国, 県の「いじめの防止等のための基本的な方針」を参考に, 児童生徒や地域の実態に即した「学校いじめ防止基本方針」の見直し

(2)「学校いじめ防止対策の組織」を核とした、いじめ防止のための体制づくりを行う。

①未然防止から、早期発見、早期対応のための体制づくり

②「いじめアンケート調査」、「個別面談」、「個人ノートや生活ノート」の実施

③教職員の資質能力向上のための校内研修、PDCA サイクルで取り組むための基本方針の見直し

<不登校について>

(1) 本人の問題への対応を行う。

①教育相談体制の充実（スクールカウンセラー活用事業など）

②児童生徒の一人一人の自立心を養成（道徳や特別活動の充実）

③急増する中1での不登校抑制のための小中連携の充実（小学校から中学校への情報の伝達や相互参観等、様々な行動連携の推進）

(2) 成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い等の学業不振の問題への対応を行う。

①「学力向上総合対策事業」等による基礎学力の定着や学ぶ意欲を高める指導の工夫

②「やまなしスタンダード」授業づくりの7つの視点による小・中学校の授業改善

③「学力向上キャラバン」による児童生徒、保護者へのアドバイス

(3) 人間関係づくりの推進を行う。

①さまざまな体験活動による、コミュニケーション能力や豊かな心の育成

②「人間関係づくり」を目標にした特別活動（学級活動や児童会生徒会活動、学校行事、クラブ活動（小学校のみ））の充実

③スクールカウンセラー等を活用した人間関係づくりのスキルアップ

(4) 家庭の生活環境、親子関係をめぐる問題への対応を行う。

①スクールソーシャルワーカー事業による家庭環境等への支援を行うに当たり、各市町村福祉担当課や児童相談所等との連携を強化

②保護者のための不登校研修会の開催

③教育支援センター（適応指導教室）の活用

(5) 市町村教育委員会への対応を行う。

①各市町村の不登校への具体的な方策や課題等の情報交換と効果的な対策の推進

②各市町村の教育支援センター設置に向けた協議会の開催

問題行動・不登校等への対応について

義務教育課 指導主事 丹澤一浩
Tel. 055-223-1789 (内) 8233

【公立高等学校・特別支援学校】

1 暴力行為

公立高等学校 31校

「全日制校24校（県立22校+市立2校）+全定併置校5校+定時制校1校+定通併置校1校」

(1) 暴力行為の発生件数

27件「管理下25件、管理下以外2件」（前年度19件「管理下14件、管理下以外5件」）
前年度より、8件増（前年度比+42.1%）

(2) 1000人当りの発生件数

1.41件【全国公立2.2件】

(3) 暴力行為の発生学校数（ ）内は発生校数の割合

学校の管理下で発生した学校は、15校（54.8%）

学校の管理下以外で発生した学校は、2校（6.5%）

(4) 形態別発生件数（ ）内は前年度の発生件数

「対教師暴力」 1件（0件）

「生徒間暴力」 19件（15件）

「対人暴力」 0件（3件）

「器物損壊」 7件（1件）

(5) 暴力行為の総発生件数[27件]に対する割合

「対教師暴力」 3.7%

「生徒間暴力」 70.4%

「対人暴力」 0.0%

「器物損壊」 25.9%

2 いじめ 特別支援学校を含む49校「公立高等学校37校+特別支援学校12校」

公立高等学校 37校「全日制校、定時制校、全定併置校は全日制、定時制、定通併置校は定時制、通信制それぞれ1校（計2校）として計算」 特別支援学校 12校「分校も1校とする」
「全日制校29校（県立27校+市立2校）+定時制7校+通信制1校+特別支援学校12校」

(1) いじめの認知学校数 「 」内は認知率=認知学校数/公立学校総数

高等学校 32校「86.5%」（前年度27校）【全国公立68.1%】

特別支援学校 6校「50.0%」（前年度4校）【全国公立43.2%】

(2) いじめの認知件数（ ）内は前年度の発生件数

高等学校 178件（196件）

特別支援学校 43件（7件）

合計 221件（203件）

・1校あたりのいじめの認知件数

高等学校 4.8件（5.3件）【全国公立 3.2件】

特別支援学校 3.6件（0.6件）【全国公立 2.4件】

(3) いじめの現在の状況

・「解消しているもの」 高校 151件、特支 37件

・「解消に向けて取り組み中」 高校 25件、特支 6件

合計 高校 176件、特支 43件

その他 2件（退学1件、転学1件）

内
容

※「解消しているもの」の割合 高校84.8% 特支86.0% 全85.1%
 ※令和元年度第1回「いじめ実態調査(県独自調査)」において、平成31年4月1日
 ~令和元年6月30日間の継続いじめ件数は高校4件であった。
 (平成30年度のいじめ解消率は高校97.7%、特支100%、全98.2%)

(4) 学年別の認知件数

区分	1年	2年	3年	4年
高校「件」	93	62	23	0

区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年
特 小学部「件」	0	0	0	0	0	1
支 中学部「件」	1	2	3			
支 高等部「件」	14	13	9			

内
容

(5) 発見のきっかけ 上位3項目

・高校	アンケート調査など学校の取組により発見	61.8%	【全国公立	49.4%
	本人からの訴え	20.8%	【全国公立	25.7%
	保護者からの訴え	7.9%	【全国公立	1.0%
・特支	本人からの訴え	48.8%	【全国公立	18.3%
	アンケート調査など学校の取組により発見	30.2%	【全国公立	45.2%
	学級担任が発見	7.0%	【全国公立	19.3%
	保護者からの訴え	7.0%	【全国公立	0.9%

(6) いじめられた生徒の相談の状況「※複数回答」上位3項目

・高校	学級担任に相談した	62.9%	【全国公立	68.6%
	学級担任以外の教職員に相談した	18.5%	【全国公立	23.0%
	保護者や家族等に相談した	16.9%	【全国公立	23.2%
	誰にも相談していない	14.6%	【全国公立	9.3%
・特支	学級担任に相談した	76.7%	【全国公立	74.8%
	学級担任以外の教職員が発見	20.9%	【全国公立	14.4%
	誰にも相談していない	4.7%	【全国公立	13.1%

(7) いじめの態様「※複数回答」上位3項目

・高校	冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる	65.7%	【全国公立	62.2%
	パソコンや携帯電話等で誹謗・中傷や嫌なことをされる	18.5%	【全国公立	19.6%
	仲間はずれ、集団による無視をされる	13.5%	【全国公立	14.8%
・特支	冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる	55.8%	【全国公立	53.8%
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	14.0%	【全国公立	22.9%
	パソコンや携帯電話等で誹謗・中傷や嫌なことをされる	14.0%	【全国公立	8.2%

(8) 学校における「いじめ」に対する特別な対応「※複数回答」上位3項目

- ・ いじめる生徒への特別な対応

高校	
保護者への報告	43.8%
いじめられた生徒やその保護者に対する謝罪の指導	23.6%
別室指導した	16.3%

特別支援学校	
保護者への報告	62.8%
いじめられた生徒やその保護者に対する謝罪の指導	34.9%
別室指導した	25.6%

・いじめられた生徒への特別な対応

高校	
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った	18.5%
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した	6.2%
別室の提供や常時教職員が付くなどして心身の安全を確保した	5.1%

特別支援学校	
別室の提供や常時教職員が付くなどして心身の安全を確保した	14.0%
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った	4.7%
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した	4.7%

(9) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組「※複数回答」 上位3項目

・高校	
学校いじめ防止基本方針の点検・見直し	37校 (100%)
職員会議等を通じて、教職員間で共通理解を図る	34校
学校いじめ防止基本方針をHP公表・保護者や地域住民に周知理解	32校
いじめ防止対策等のための組織を招集	32校
・特別支援学校	
道徳や学級活動で問題を取り上げ指導	12校 (100%)
学校いじめ防止基本方針の点検・見直し	12校 (100%)
いじめ防止対策等のための組織を招集	10校

(10) いじめの日常的な把握のために学校が直接行なった具体的な方法

・アンケート調査実施率	
高等学校	100%「37校」
特別支援学校	83.3%「10校」

・アンケート調査実施頻度	
高等学校	: 年1回 0校、年2~3回 37校、年4回以上 0校
特別支援学校	: 年1回 4校、年2~3回 6校、年4回以上 0校

・アンケート調査実施方法「※複数回答」	
高等学校	: 記名式 19校、無記名式 11校、記名・無記名の選択式 9校
特別支援学校	: 記名式 3校、無記名式 6校、記名・無記名の選択式 2校

・個別面談	高等学校	81.1%「30校」	特別支援学校	75.0%「9校」
・家庭訪問	高等学校	16.2%「6校」	特別支援学校	75.0%「9校」

- ・教職員と生徒の日記等
 高等学校 13.5%「5校」 特別支援学校 50.0%「6校」

(11) いじめ防止対策推進法に関して

- ・第12条に規定する「県のいじめ防止基本方針」の策定状況「単位：県」
 山梨県は策定済み【全国：策定済み100%〔47/47都道府県〕】
- ・県の「いじめ問題対策連絡協議会」〔法第14条第1項〕の設置状況「単位：県」
 山梨県は条例により設置済み 「山梨県いじめ問題対策連絡協議会」
- ・条例により「重大事態」の調査を行うための機関の設置「単位：県」
 山梨県は条例により県教育委員会の附属機関として設置済み
 「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」
- ・重大事態の再調査を行うための「地方公共団体の長の附属機関」の設置「単位：県」
 山梨県は条例により知事の附属機関として設置済み
 「山梨県いじめ問題調査会」

内 3 不登校 定義:30日以上、不登校を理由に欠席した生徒数
 公立高等学校 36校「全日制校29校(県立27校+市立2校)+定時制7校」
 「全日制校、定時制校、全定併置校は全日制、定時制それぞれ1校〔計2校〕として計算」

- 容 (1) 不登校生徒数 ()内は前年度の不登校生徒数
- ・全日制 87人(96人)
 (内 90日以上欠席11人、内 出席日数10日以下1人、内 出席日数0日0人)
 - ・定時制 60人(74人)
 (内 90日以上欠席1人、内 出席日数10日以下0人、内 出席日数0日0人)
 - ・合計 147人(170人)

- (2) 不登校生徒の全高校生に占める割合 ()内は前年度の割合
- ・全日制 0.50%(0.53%) 【全国公立 1.2%】
 - ・定時制 8.93%(9.93%) 【全国公立16.7%】
 - ・合計 0.81%(0.91%) 【全国公立 1.8%】

(3) 学年別不登校生徒数と前年度の不登校の有無

学年	全日制				定時制
	高1	高2	高3	単位制	単位制
不登校(人)	22	20	12	33	60
継続数(人)	4	3	1	1	32
継続割合(%)	18.2	15.0	8.3	3.0	53.3

(4) 不登校の要因 「※複数回答 全不登校者に対する割合」上位3項目
 <全日制>

- ・本人に係る要因
 - 「無気力」の傾向がある 32.2%【全国公立34.1%】
 - 「不安」の傾向がある 31.0%【全国公立24.2%】
 - 学校における人間関係の問題 19.5%【全国公立17.6%】
- ・学校、家庭に係る要因
 - 家庭に係る状況 18.4%【全国公立13.6%】
 - いじめを除く友人関係 17.2%【全国公立19.3%】
 - 入学、転編入学、進級時の不適應 16.1%【全国公立13.3%】
 - その他 33.3%【全国公立26.2%】

内容

<定時制>

- ・本人に係る要因
 - 「無気力」の傾向がある 28.3%【全国公立36.3%】
 - 「学校における人間関係」に問題 13.3%【全国公立 8.2%】
 - その他 36.7%【全国公立23.5%】
- ・学校、家庭に係る要因
 - いじめを除く友人関係をめぐる問題 11.7%【全国公立11.0%】
 - 学業の不振 11.7%【全国公立16.4%】
 - その他 58.3%【全国公立40.8%】

(5) 不登校生徒への指導結果の状況 「 」内の%は不登校生徒数に対する割合

- ・指導の結果登校する又はできるようになった生徒数
 - ・全日制 45人「51.7%」(前年度41人) 【全国公立43.0%】
 - ・定時制 11人「18.3%」(前年度28人) 【全国公立28.6%】
 - ・合計 56人「38.1%」(前年度69人) 【全国公立38.0%】
- ・継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった生徒数
 - ・全日制 9人「10.3%」(前年度13人) 【全国公立11.2%】
 - ・定時制 26人「43.3%」(前年度25人) 【全国公立14.6%】
 - ・合計 35人「23.8%」(前年度38人) 【全国公立12.4%】
- ・上記の合計
 - ・全日制 54人「62.1%」(前年度54人) 【全国公立54.2%】
 - ・定時制 37人「61.7%」(前年度53人) 【全国公立43.2%】
 - ・合計 91人「61.9%」(前年度107人) 【全国公立50.4%】

4 中途退学

公立高等学校 31校

「全日制校24校(県立22校+市立2校)+全定併置校5校+定時制校1校+定通併置校1校」

(1) 中途退学者数 ()内は前年度の中途退学者数

- ・全日制 116人(76人) +40人
- ・定時制 39人(52人) -13人
- ・合計 155人(128人) +27人

(2) 中途退学者の全高校生に占める割合(中途退学率) ()内は前年度の中途退学率

- ・全日制 0.66%(0.42%) 【全国公立 0.8%】
- ・定時制 5.79%(6.97%) 【全国公立 9.3%】

(3) 全日制中途退学者の学年別状況「人数」 ()内は前年の人数

- | | | | | |
|-----|-------|-------|------|-------------|
| 学年: | 1年 | 2年 | 3年 | : 単位制[1~3年] |
| 人数: | 44人 | 51人 | 10人 | : 11人 |
| | (22人) | (28人) | (6人) | : (20人) |

(4) 全日制の各学年の中途退学者の学年生徒に占める割合「中途退学率」

- | | | | | |
|-----|----------------|---------|---------|-------------|
| | ()内は前年度の中途退学率 | | | |
| 学年: | 1年 | 2年 | 3年 | : 単位制[1~3年] |
| 割合: | 1.06% | 1.20% | 0.24% | 0.23% |
| | (0.52%) | (0.67%) | (0.14%) | (0.38%) |

(5) 全日制の中途退学者の学科別状況「人数」			
学科：	普通科	専門学科	総合学科
人数：	53人	52人	11人
中途退学率：	0.32%	0.81%	0.21%

(6) 中途退学の主な理由 上位3項目 「 」内は理由数全体に対する割合
 <全日制>

・学校生活・学業不適應	56人	「48.3%」
・進路変更	49人	「42.2%」
・家庭の事情	6人	「5.2%」

(注)

・「学校生活・学業不適應」56名の内訳	上位3項目
もともと高校生活に熱意がない	25人
人間関係が上手く保てない	12人
その他	10人
・「進路変更」49名の内訳	上位3項目
別の学校へ入学希望	27人
高卒程度認定試験受験を希望	10人
就職を希望	8人

<定時制>

・学校生活・学業不適應	20人	「51.3%」
・進路変更	12人	「30.8%」
・家庭の事情	4人	「10.3%」

(注)

・「学校生活・学業不適應」20名の内訳	上位3項目
もともと高校生活に熱意がない	13人
人間関係が上手く保てない	3人
学校の雰囲気合わない	2人
・「進路変更」12名の内訳	上位3項目
就職を希望	6人
別の学校へ入学希望	4人
その他	2人

<すべての問題行動に対して>

「山梨県教育振興基本計画」や「令和元年度山梨県学校教育指導重点」に沿ったきめ細かな生徒指導体制の更なる整備・充実を図る。

(1) 各校への教育相談体制の整備のための支援

- ① 非常勤養護教諭、教育相談員、スクールカウンセラーを配置
- ② 各校からの要請によりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣

(2) 学校以外の教育相談機関の事業紹介

- ① 面接による教育相談事業（総合教育センター相談支援部）
- ② いじめ不登校ホットライン事業（総合教育センター相談支援部）
- ③ 地域連携子どもと親と教師のための教育相談事業（山梨大学と県教委の連携事業）
- ④ 思春期の子どもと向き合う保護者のためのセミナー（義務教育課）

(3) 学校警察パートナーシップに基づく警察との連携

- ① 警察と情報共有を図った適切な指導の実施
- ② 各種安全教室や講話等の開催による啓蒙活動
- ③ スクールサポーターとの協力

内
容

問
題
行
動
等
へ
の
対
応
に
つ
い
て

- (4) 高校生こころのサポートルーム活用事業の推進
 公立高等学校および当該高等学校に在籍している特別な支援が必要な生徒に対し、総合教育センターの協力・助言のもと、富士見支援学校に設置する「高校生こころのサポートルーム」において、当該生徒が円滑に高等学校生活を送るための教育的な支援を行う。
- (5) しなやかな心の育成推進事業の実施
 子どもたちを心豊かに育てる地域力の実現を目指し、自分や他人の生き方・存在を認め合い、自他を敬愛する「しなやかな心」を育てる。
- ① 各校の道徳教育推進教師が中心となり、高校道徳教材「自分との出会い」の活用を推進し、高校道徳教育の充実に努める。
 - ② 「通学時マナーアップ運動」を展開し、日常生活の中から自分と他者とのかかわりを考えさせる。
 - ③ 「しなやかな心の育成」講演会の実施。様々な分野で活躍する地域の人や道徳教育推進に関係する地域ゆかりの人による。
- (6) 情報共有や指導に関する研修のための、協議会の実施（具体的な協議会は次のとおり）
- ① 生徒指導主事を対象とした生徒指導主事研究協議会（年間6回実施）
 - ② 教育相談担当者を対象とした教育相談研究協議会（年間3回実施）

問題行動等への対応について

<暴力行為について>

(1) 指導体制の確立

- ① 対応マニュアルの整備等、協働して対処していく校内体制の確立
- ② 生徒の悩みなどに早期対応するため、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実
- ③ スクールソーシャルワーカーを活用した、保護者、地域、関係機関との連携強化

(2) 生徒の多面的、客観的な理解

- ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等異なる視点から専門的助言を求め、暴力行為の前兆の発見や早期対応を図る

(3) 規範意識の育成

- ① 人権尊重・正義感や公正さ・命の大切さ等を取り入れた教育活動、他者との関わり方など社会性を身に付ける取組、体験学習やボランティア活動、地域社会と連携した取組の充実

<いじめ問題への対応>

(1) 「学校いじめ防止基本方針」に沿った具体的な計画や取組を確実に実施

- ① 未然防止から早期発見、早期対応へ一連の取組の確実な実施

(2) 「いじめ防止等の対策のための組織」を中心とした、いじめ防止のための体制作り

- ① 未然防止、早期発見、早期対応のための体制作り
- ② 「いじめアンケート調査」「個人面談」等の実施
- ③ 教職員の資質能力向上のための校内研修、PDCA サイクルで取り組むための基本方針の見直し

(3) 「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」の開催

- ① 各校からの「いじめアンケート調査」等の結果に基づいて分析し、対応を協議
 ※原則、学期に1回アンケート調査を実施して、年間3回の委員会を開催
- ② 個別の事案について、学校と連携しながら対応
- ③ 生徒指導主事研究協議会等でのフィードバック

<不登校および中途退学者の対応について>

(1) 魅力ある学校づくり

- ① 全教職員がチームとなって授業研究
- ② 「居場所づくり」と「絆づくり」の推進
- ③ 定期的な情報交換の場を設定
- ④ キャリア教育を含めた社会性を育む指導の充実、規範意識、コミュニケーション能力の育成

(2) 生徒本人に対する対応

- ① 教育相談体制の充実（スクールカウンセラー、教育相談員、複数配置の養護教諭等）
- ② 特別活動、道徳教育の充実に努め、しなやかな心を育む
- ③ 生徒の個々の学力に応じた様々な学習指導

(3) 保護者の支援

- ① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用
- ② 保護者のための不登校研修会の活用（思春期の子どもと向き合う保護者のためのセミナー等）（年間4回実施）

(4) 中学校との連携

- ① 中学校と互いに情報の共有化を図り、学校説明会や体験入学等を実施し、高校での不応を事前に防止

問題
行動
等
へ
の
対
応
に
つ
い
て

高校教育課 指導主事 小林 太郎
TEL : 055-223-1763 (内) 8342

件名 令和元年度中学校卒業予定者の第1次進路希望調査結果の概要について

- 経緯
- 1 調査基準日 令和元年9月20日
- 2 調査対象者 7,312人
※ 県内の中学校87校(国立1、公立81、私立5)の第3学年に在籍する全生徒(特別支援学校中等部は含まない。)
- 3 調査目的 毎年度2回(基準日①9/20 ②12/20)実施することにより、卒業後の進路希望状況を把握し、進路指導等の資料とする。

1 総括表及び進学希望者

区 分	希望者数	希望率	前年同期	
			希望者数	希望率
進学希望者	7,231人	98.89%	7,471人	98.90%
(全日制高校・高専)	(6,948人)	(95.02%)	(7,176人)	(95.00%)
内 内 県内公立高校	[6,093人]	[83.33%]	[6,246人]	[82.68%]
内 内 県内私立高校	[690人]	[9.44%]	[744人]	[9.85%]
内 内 県外高校・高専	[165人]	[2.26%]	[186人]	[2.46%]
(定時制・通信制高校)	(229人)	(3.13%)	(231人)	(3.06%)
(特別支援学校)	(54人)	(0.74%)	(64人)	(0.85%)
就職希望者	22人	0.30%	18人	0.24%
その他(各種学校等)	59人	0.81%	65人	0.86%
合計	7,312人	100.00%	7,554人	100.00%

○希望率は四捨五入のため、構成比の計は一致しないことがある。

○調査対象者(7,312人)は、前年同期に比べ242人少ない。

○全日制高校等希望者は、前年同期に比べ228人少なく、希望率は0.02ポイント高い。

○県内公立高校希望者は、前年同期に比べ153人少なく、希望率は0.65ポイント高い。

○県内私立高校希望者は、前年同期に比べ54人少なく、希望率は0.41ポイント低い。

○県外高校・高専希望者は、前年同期に比べ21人少なく、希望率は0.20ポイント低い。

○定時制・通信制高校希望者は、前年同期に比べ2人少なく、希望率は0.07ポイント高い。

2 就職希望者

区 分	希望者数	希望率	前年同期	
			希望者数	希望率
県内就職希望者	20人	0.27%	18人	0.24%
県外就職希望者	2人	0.03%	0人	0.00%
計	22人	0.30%	18人	0.24%

○合計は、前年同期に比べ4人多く、希望率は0.06ポイント高い。

3 その他(専修学校・各種学校、家事手伝い、進路未定、病気療養中など)

区 分	希望者数	希望率	前年同期	
			希望者数	希望率
専修学校・各種学校	6人	0.08%	18人	0.24%
無業(家事手伝い等)	28人	0.38%	14人	0.19%
不詳(未定・病気療養中等)	25人	0.34%	33人	0.44%
計	59人	0.81%	65人	0.86%

○合計は、前年同期に比べ6人少なく、希望率は0.05ポイント低い。

件名	山梨県立青洲高等学校の校章について
経緯	<p>令和2年4月に開校を予定している峡南地域新設高校について、校名が「山梨県立青洲高等学校」と決定したため、校名の由来に沿った校章のデザイン作成を委託した。</p> <p>○ 委託先 山梨県高等学校教育研究会芸術科部会美術工芸研究会 会 長 小林 俊一郎 (甲府第一高等学校校長) ※本研究会は、県内各高等学校の美術担当の教員をもって組織されており、専門的見識が高く、これまで県立学校の校章のデザインを数多く手掛けている。 【例：桃花台学園(H27)、都留興譲館高校(H26)、笛吹高校(H21)、富士北稜高校・ひばりが丘高校(H16)、北杜高校・かえで支援学校(H13) など】 県立学校14校</p>
内容	<p>青洲高等学校の校章を次のとおりとする。</p> <p>○ 校 章・・・別添のとおり</p> <p>○ 校章の解説 青洲高等学校の校名の由来となっている「青洲文庫」から、本をモチーフに構成した。 3つの本を広げて重ね、積み上げていく構成により上昇感を持たせ、増穂商業、市川、峡南の3校がひとつになり、新たな高校を創り出すイメージを表現した。 また、3本の線で地理的特徴である三つの川が合流し、大河になることを重ね合わせ、3校それぞれの伝統を継承しつつ、未来の峡南地域の学問の拠点となってほしいという願いを込めている。</p>

青洲高校の校章



○校章の解説

青洲高等学校の校名の由来となっている「青洲文庫」から、本をモチーフに構成した。

3つの本を広げ重ね、積み上げていく構成により上昇感を持たせ、増穂商業、市川、峡南の3校がひとつになり、新たな高校を創り出すイメージを表現した。

また、3本の線で地理的特徴である三つの川が合流し、大河になることを重ね合わせ、3校それぞれの伝統を継承しつつ、未来の峡南地域の学問の拠点となって欲しいという願いを込めている。

件名	山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園の校章について
経緯	<p>令和2年4月に開校を予定している新設特別支援学校について、校名が「山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園」と決定したため、校名の由来に沿った校章のデザイン作成を委託した。</p> <p>○ 委託先 山梨県高等学校教育研究会芸術科部会美術工芸研究会 会 長 小林俊一郎（甲府第一高等学校長） ※本研究会は、県内各高等学校の美術担当の教員をもって組織されており、専門的見識が高く、これまで県立学校の校章のデザインを数多く手がけている。 【例：桃花台学園（平成27年）、都留興譲館高校（平成26年）、笛吹高校（平成21年）、富士北稜高校・ひばりが丘高校（平成16年）、北杜高校・かえで支援学校（平成13年）など】県立学校14校</p>
内容	<p>特別支援学校うぐいすの杜学園の校章を次のとおりとする。</p> <p>○ 校 章・・・別添のとおり</p> <p>○ 校章の説明 二羽のうぐいすが向かい合う姿をモチーフにしている。 向かい合ったうぐいすが仲良く寄り添う姿や、伸ばした尾が二羽を結びつけることで、信頼と絆を深め、お互いに助け合い、学び合う姿を表現している。 中央部には校名のローマ字表記の頭文字である「U」を筆記体で記し、その曲線は、しなやかさや優しさをイメージさせる。 うぐいすが羽ばたく姿には、安心できる環境の中で、伸び伸びと学び、心を育み、自分を信じて、社会に羽ばたいてほしいという願いが込められている。</p>

山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園の校章



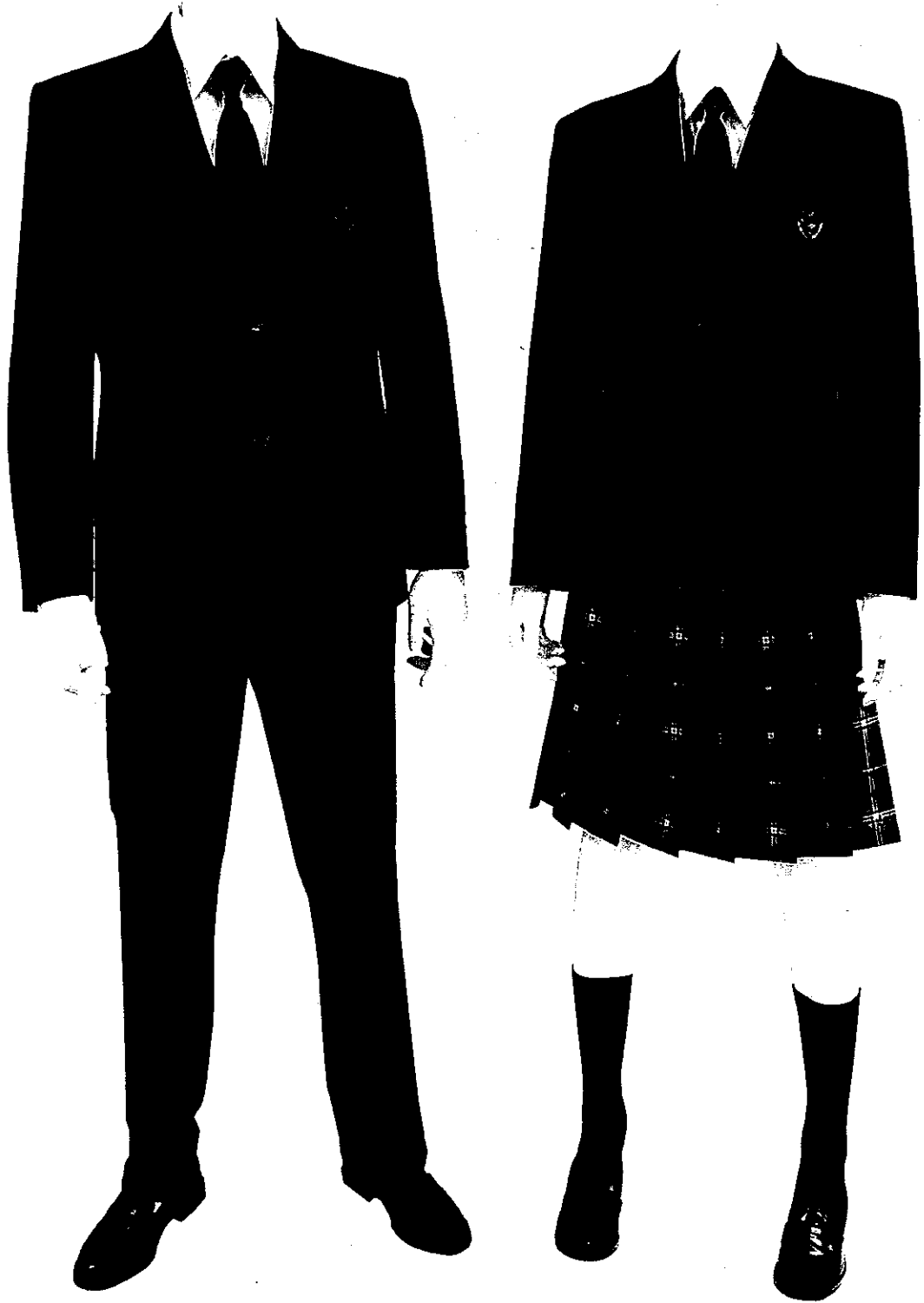
○ 校章の説明

- ・二羽のうぐいすが向かい合う姿をモチーフにしている。向かい合ったうぐいすが仲良く寄り添う姿や、伸ばした尾が二羽を結びつけることで、信頼と絆を深め、お互いに助け合い、学び合う姿を表現している。
- ・中央部には校名のローマ字表記の頭文字である「U」を筆記体で記し、その曲線は、しなやかさや優しさをイメージさせる。
- ・うぐいすが羽ばたく姿には、安心できる環境の中で、伸び伸びと学び、心を育み、自分を信じて、社会に羽ばたいてほしいという願いが込められている。

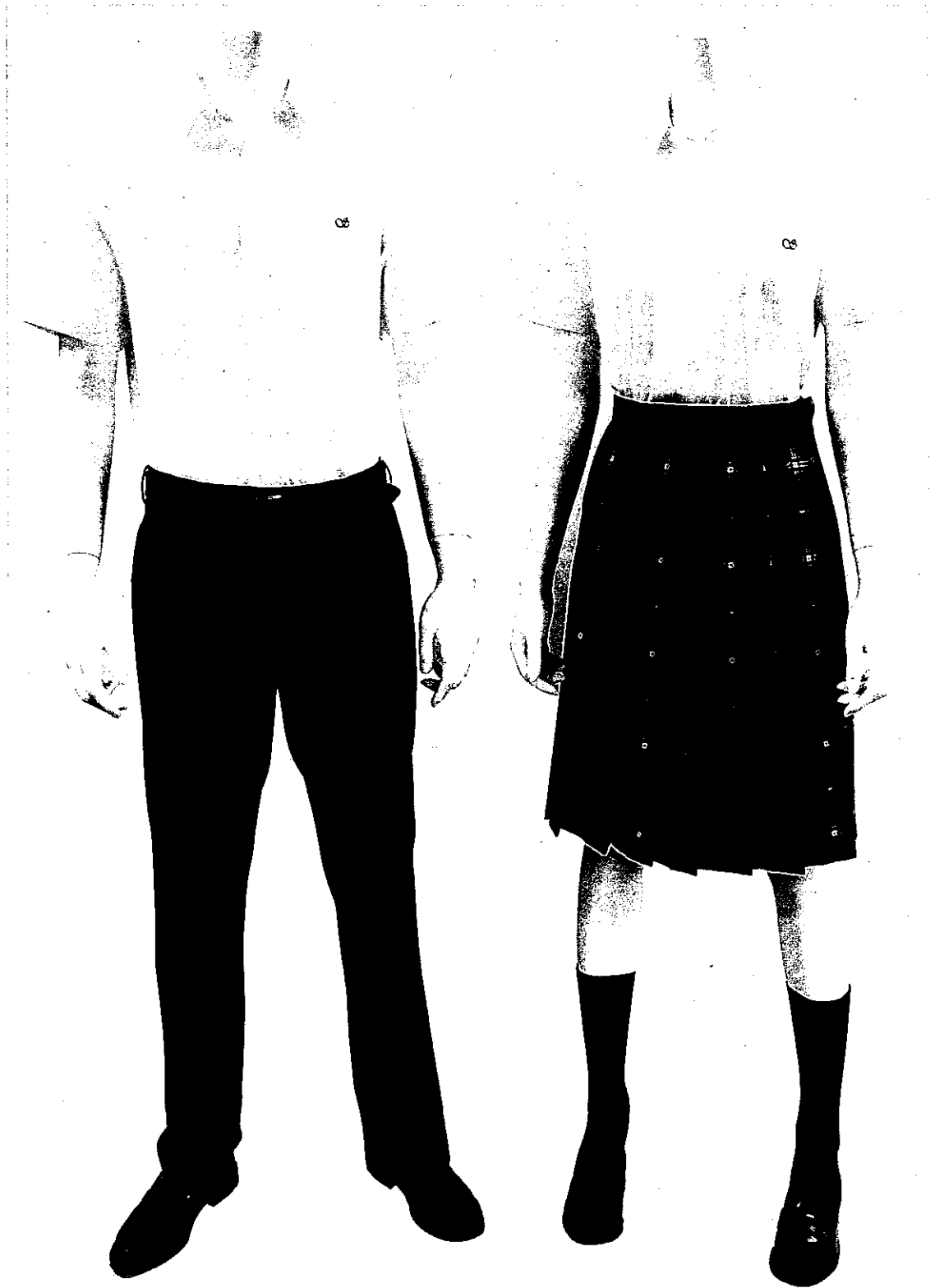
件名	山梨県立青洲高等学校の制服について
経緯	<p>平成30年12月10日、制服デザイン、制服製作者等を選定するため、山梨県立峡南地域新設高等学校制服等選定委員会（以下「選定委員会」）を設置し、同委員会の選考を経て、この度、制服を決定した。</p> <p>○ 制服選定の基本方針</p> <p>(1) 峡南地域の新設高等学校の生徒が親しみを持ち、また多くの関係者から長い期間支持される制服であること。</p> <p>(2) 新設高等学校独自のものであり、近隣高等学校との差別化が図られていること。</p> <p>(3) 女子の制服として、スカートとスラックスを用意すること。</p> <p>○ 制服の選定方法</p> <p>制服の選定はコンペ方式とし、デザイン画等による第一次選考と制服サンプルによる第二次選考を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次選考……平成31年3月7日（木）～11日（月） 提案のあった6業者のデザイン画等で選考を行った。 ・ 第二次選考……令和元年8月19日（水） 第一次選考を通過した3業者が、男子制服及び女子制服について、それぞれオールシーズン用及び夏用の制服サンプルを製作し、プレゼンテーションを行った。
内容	<p>山梨県立青洲高等学校の制服を次のとおりとする。</p> <p>制服デザイン……別添写真のとおり</p> <p>制服製作者……むろい株式会社</p> <p>○ 制服のデザイン</p> <p>(1) オールシーズン用は、緑の美しい地域に映える、ブルーをキーカラーにしたコーディネートで、知的で誠実な印象を表現している。襟元のネクタイ、リボンが顔周りを明るく見せる赤にし、上品すぎず快活さを感じられるコーディネートにした。</p> <p>(2) スラックスは、グレーベースにブルーのラインが、スカートのカラーとも調和のとれた柄になっている。スカートは、地域に生えるブルーベースにピンクのパープルラインが可愛らしさを感じさせるオリジナルチェック柄になっている。</p> <p>(3) 夏用は、シャツは透け防止素材で女子生徒にも安心である。左胸にオリジナルのロゴ刺繍が施され、オリジナリティを高めている。</p> <p>○ 制服の特徴</p> <p>ジャケットは着心地にこだわり、軽く、着やすく、型崩れしにくい縫製で、スラックス・スカートを含め全て家庭の洗濯機で丸洗いできる素材が使用されている。また、ジャケットには抗菌・抗ウイルス機能繊維加工技術が施され、生徒の安心・安全な学校生活をサポートする。</p> <p>夏用は、透け感防止素材を使用しているためシャツが透けにくく、下着の線が目立ちにくくなっている。さらに吸汗性・速乾性に優れ、常にドライな着心地である。イージーケアで取り扱いも簡単で、洗濯耐久性に優れ、機能も持続する。</p>



オールシーズン用



夏用



件名	第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体2019」の成績について																										
内容	<p>○開催期間 令和元年9月28日(土)～10月8日(火)(11日間)</p> <p>○山梨県選手団</p> <table border="0"> <tr> <td>本部役員</td> <td>25名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監督</td> <td>43名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>選手</td> <td>322名</td> <td>計</td> <td>390名</td> </tr> </table> <p>○総合成績</p> <table border="0"> <tr> <td>天皇杯</td> <td>37位</td> <td>809点</td> <td>(H30:36位・H29:37位・H28:23位)</td> </tr> <tr> <td>皇后杯</td> <td>35位</td> <td>484.5点</td> <td>(H30:33位・H29:34位・H28:23位)</td> </tr> </table> <p>※過去の山梨県の成績は別紙1のとおり</p> <p>○入賞者数</p> <p>37競技中、58種目で入賞</p> <table border="0"> <tr> <td>R元:総数58・優勝種目11</td> <td>2～4位19</td> <td>5～8位28</td> </tr> <tr> <td>(H30:総数58・優勝種目12</td> <td>2～4位16</td> <td>5～8位30)</td> </tr> </table> <p>※入賞者は別紙2のとおり</p> <p>○大会総括</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 天皇杯の得点は809点とわずかだが6点昨年を上回ったが、順位は37位と一つ下げてしまった。 目標が達成できなかった要因としては、高得点に繋がる団体種目が関東ブロックを突破したもののほとんど入賞できなかったことが挙げられる。 ② 入賞者数については、優勝種目が【11】(昨年12)であり、入賞者数は75(冬季を含)と昨年の78を下回った。 ③ 次に競技別に獲得した得点で本県の全国順位をみると、レスリング3位、柔道5位、空手7位、ウエイトリフティング9位が高順位となった他、トライアスロン、剣道、カヌー、ライフル射撃、なぎなた、自転車の健闘が光った。 ④ 少年種別では、レスリング、ウエイトリフティング、空手道、陸上が優勝者を出した。また、カヌー、ライフル射撃、馬術、水泳が入賞者を出し活躍を見せた 	本部役員	25名			監督	43名			選手	322名	計	390名	天皇杯	37位	809点	(H30:36位・H29:37位・H28:23位)	皇后杯	35位	484.5点	(H30:33位・H29:34位・H28:23位)	R元:総数58・優勝種目11	2～4位19	5～8位28	(H30:総数58・優勝種目12	2～4位16	5～8位30)
本部役員	25名																										
監督	43名																										
選手	322名	計	390名																								
天皇杯	37位	809点	(H30:36位・H29:37位・H28:23位)																								
皇后杯	35位	484.5点	(H30:33位・H29:34位・H28:23位)																								
R元:総数58・優勝種目11	2～4位19	5～8位28																									
(H30:総数58・優勝種目12	2～4位16	5～8位30)																									

山梨県の国体年次別競技別男女総合成績(天皇杯得点)

季	競技名	65回	66回	67回	68回	69回	70回	71回	72回	73回	74回	
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
		千葉	山口	岐阜	東京	長崎	和歌山	岩手	愛媛	福井	茨城	
冬季	1 スケート	④ 115	100	④ 117	⑤ 106	⑦ 92	④ 117	⑥ 113	⑥ 96	⑧ 84	⑦ 80	
	2 アイスホッケー	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	3 スキー	10	10	17	17	10	10	10	16	10	10	
本大会	4 水泳	19	18	17	15	26.5	19	27	28	24	13.5	
	5 サッカー	10	⑧ 50	10	10	10	30	10	10	10	10	
	6 ボート	10	10	10	24	25	29	25	28	24	10	
	7 セーリング	12	10	11	14	10	12	10	15	12	10	
	8 カヌー	37	17	15	23	43	36	38	44	⑦ 61	50	
	9 ボウリング	28	27	10	10	10	10	10	10	10	10	
	10 ゴルフ	10	10	10	10	10	10	17.5	10	10	10	
	11 陸上競技	19	16	26	32	15	33	36	38	26	21	
	12 テニス	19	13	10	10	⑤ 34	10	10	10	10	10	
	13 ホッケー	50	38	10	10	10	10	④ 118	30	54	10	
	14 ボクシング	10	10	10	10	10	10	10	10	12.5	10	
	15 ハンドボール	10	10	17.5	10	17.5	17.5	10	10	10	17.5	
	16 体操	10	10	10	10	10	20	15	10	10	10	
	17 バスケットボール	22.5	10	10	10	45	10	10	⑧ 37.5	10	10	
	18 レスリング	34	⑥ 54	⑥ 36	39.5	31	⑦ 51.5	45.5	51	48.5	③ 74	
	19 ウェイトリフティング	① 91	① 99	④ 67	② 95	② 91	② 84	④ 86	③ 87	⑤ 82	68	
	20 ハンドボール	10	22.5	10	10	10	22.5	10	10	10	10	
	21 自転車	34	⑧ 41	22	19	19	28	30	25	32	28	
	22 ソフトテニス	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	23 卓球	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	24 軟式野球	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	25 相撲	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	26 馬術	39	⑤ 52	28	20	16	11	14	12	18	15	
	27 フェンシング	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	28 柔道	28	34	28	25	32.5	17.5	17.5	10	10	⑤ 52.5	
	29 ソフトボール	10	10	30	10	10	10	10	10	10	10	
	30 ハートミントソ	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	31 弓道	43	46	10	37	10	10	10	10	23.5	10	
	32 ライフル射撃	37	38	30	⑧ 39	④ 48	24	25	28	14	32	
	33 剣道	10	10	10	10	10	10	10	10	10	25	
	34 ラグビー	10	10	10	10	40	10	10	10	10	10	
	35 山岳	⑥ 58	31	10	37	40	10	25	10	10	19	
	36 アーチェリー	10	⑦ 34	14.5	⑥ 43	⑥ 34	10	25	10	16	10	
	37 空手道	⑦ 30.5	⑤ 41.5	23	⑥ 41	22.5	⑥ 36.5	⑥ 54	24	⑦ 31.5	⑦ 43.5	
	38 銃剣道	10	10	10	10	10	10		10			
	39 クレー射撃	16	② 34	22	10	10	10	19	10	10	10	
	40 なぎなた	10	16	10	10	10	10	10	13	10	19	
	41 トライアスロン							⑥ 14		10	11	
	男女総合成績	順位	26位	16位	41位	31位	29位	34位	23位	37位	36位	37位
		得点	942.0	1012.0	751.0	856.5	892.0	818.5	940.5	812.5	803.0	809.0

○数字は順位を表す

第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」

《山梨県選手団入賞一覧》

	競技名	種別	種目	個人名	点数	所 属	
1位	空手	少年女子	個人形	大内 美里沙	8	日本航空高等学校(3年)	
	空手	少年男子	個人形	舟田 美里	8	日本航空高等学校(3年)	
	レスリング	成年男子	フリースタイル65kg	安楽 龍馬	8	早稲田大学(2年)	
	自転車	成年男子	個人ロード	武山 晃輔	8	日本大学(4年)	
	レスリング	少年男子	グレコローマンスタイル92kg	北脇 香	8	韭崎工業高等学校(1年)	
	自転車	成年男子	スプリント	中島 詩音	8	日本大学(4年)	
	ウエイトリフティング	成年男子	クリーン&ジャーク81kg級	笠井 武広	8	ALSOK	
	ウエイトリフティング	成年男子	スナッチ109kg級	持田 龍之輔	8	ALSOK	
	ウエイトリフティング	成年男子	クリーン&ジャーク109kg級	持田 龍之輔	8	ALSOK	
	ウエイトリフティング	少年男子	スナッチ55kg級	佐野 香太郎	8	日川高等学校(2年)	
2位	陸上競技	少年男子B	砲丸投	小森 直史	8	身延高等学校(1年)	
	レスリング	成年男子	グレコローマンスタイル60kg	矢部 和希	7	日本体育大学(3年)	
	レスリング	少年男子	グレコローマンスタイル51kg	山際 航平	7	韭崎工業高等学校(2年)	
	レスリング	少年男子	グレコローマンスタイル65kg	矢部 晴翔	7	韭崎工業高等学校(3年)	
	ライフル射撃	少年男子	AR60J	深澤 駿	7	甲府城西高等学校(3年)	
	カヌー	少年男子	スプリントカナディアンペア(500m)	佐藤 拓馬 渡邊 舜太	7	富士河口湖高等学校(3年) 富士河口湖高等学校(1年)	
	カヌー	少年男子	スプリントカヤックシングル(500m)	鈴木 翔太	7	富士河口湖高等学校(3年)	
	3位	レスリング	成年男子	フリースタイル125kg	藤本 歩	5.5	山梨学院大学(4年)
		レスリング	少年男子	フリースタイル71kg	鈴木 大樹	5.5	韭崎工業高等学校(2年)
		剣道	成年女子	団体	平塚 恭子 有賀 眞紀 海老本 美穂	15	甲府商業高等学校(教員) 富士北稜高等学校(教員) 主婦
空手道		成男	組手(中量級)	荒木 弘貴	5	京都産業大学(1年)	
レスリング		成年男子	グレコローマンスタイル67kg	田口 学容	5.5	中京学院大学(3年)	
レスリング		少年男子	グレコローマンスタイル80kg	西田 衛人	5.5	韭崎工業高等学校(2年)	
ウエイトリフティング		少年男子	クリーン&ジャーク55kg級	佐野 香太郎	6	日川高等学校(2年)	
柔道		女子	団体		30	山梨県選抜	
ライフル射撃		成年女子	AR60PRW	小澤 綾香	6	(株)エイジック	
カヌー		少年男子	スプリントカナディアンペア(200m)	佐藤 拓馬 渡邊 舜太	6	富士河口湖高等学校(3年) 富士河口湖高等学校(1年)	
4位	カヌー	少年男子	スプリントカヤックシングル(200m)	鈴木 翔太	6	富士河口湖高等学校(3年)	
	馬術	少年	標準障害飛越競技	堀田 駿	5	帝京第三高等学校(3年)	
	ウエイトリフティング	少年男子	クリーン&ジャーク96kg級	清水 運	5	北杜高等学校(3年)	
	5位	水泳	少年男子A	競泳 50m自由形	岩崎 世那	3.5	都留高等学校(3年)
		レスリング	少年男子	フリースタイル60kg	深澤 颯太	2.5	農林高等学校(2年)
		レスリング	少年男子	フリースタイル125kg	篠原 晃司	2.5	韭崎工業高等学校(3年)
		ライフル射撃	成年男子	FR60PR	正満 孝太	4	(有)中央商事777ショップ エス
		柔道	成年男子	団体		12.5	山梨県選抜
		空手道		組手(団体)		12.5	山梨県選抜
		カヌー	成年男子	ワイルドウォーター・カヤックシングル(スプリント)	佐川 幸司	4	(株)かいすた
カヌー		少年男子	スプリントカナディアンシングル(200m)	三浦 里恩	4	富士河口湖高等学校(3年)	
6位		なぎなた	成年女子	演技	志藤 綾香 志藤 瑠美 志藤 すず穂	9	甲府昭和高等学校(教員) (株)東祥利777ショップ 甲府店 大阪体育大学(2年)
		ウエイトリフティング	成年男子	スナッチ81kg級	笠井 武広	3	ALSOK
	ウエイトリフティング	成年男子	スナッチ109kg級	澤登 健太郎	3	法政大学(2年)	
	ウエイトリフティング	成年男子	クリーン&ジャーク109kg級	澤登 健太郎	3	法政大学(2年)	
	ウエイトリフティング	少年男子	クリーン&ジャーク67kg級	三浦 大海	3	富士北稜高等学校(3年)	
	カヌー	少年男子	スプリントカナディアンシングル(500m)	三浦 里恩	3	富士河口湖高等学校(3年)	
	ライフル射撃	成年男子	AP60	若月 健太	3	韭崎警察署	
	陸上競技	少年男子B	走幅跳	深沢 瑞樹	3	早川中学校(3年)	
	7位	自転車	成年男子	スクラッチ	依田 翔大	2	日本大学(2年)
		バレーボール	成年女子	6人制		7.5	(株)山梨中央銀行
ウエイトリフティング		少年男子	スナッチ96kg級	清水 運	2	北杜高等学校(3年)	
8位		スポーツクライミング	成年女子	ボルダリング	戸田 萌希 安田 あとり	6	山梨県山岳連盟 (株)早野組
		トライアスロン	女子	個人	久保 瑛 南	1	トシバ・トナズ・チカツズ
		ウエイトリフティング	成年男子	スナッチ96kg級	島袋 匡健	1	日本大学藤沢高等学校(教員)
		カヌー	成年男子	ワイルドウォーター・カヤックシングル(1500m)	佐川 幸司	1	(株)かいすた
		カヌー	少年女子	スプリントカヤックペア(500m)	小林 このみ 渡邊 青空	1	富士河口湖高等学校(3年) 富士河口湖高等学校(2年)
		スポーツクライミング	成年女子	リード	戸田 萌希 安田 あとり	3	山梨県山岳連盟 (株)早野組
		ライフル射撃	成年男子	FR20K	正満 孝太	1	(有)中央商事777ショップ エス
	ライフル射撃	成年男子	CFP30	窪田 丈	1	山梨県警察本部	
	カヌー	成年女子	スプリントカヤックシングル(200m)	渡邊 えみり	1	同志社大学(4年)	

339

冬季得点/70 参加得点/400 競技得点/339

合計/809点

入賞数/75 (内 冬季/17)

件名	令和元年度韓国・忠清北道へのスポーツ交流団の派遣について																							
経緯	<p>○ 山梨県と大韓民国・忠清北道は、平成4年に姉妹締結をし、招へいと派遣を交互に行うスポーツの定期交流を実施し、相互の親善とスポーツの振興を図っている。</p> <p>毎年の交流は平成23年度までとし、現在は3年サイクルで相互交流を行っている。</p> <p>○ 平成30年度は、忠清北道からバレーボール競技(高校生男子)を招へいた。</p>																							
内容	<p>○ 韓国忠清北道に山梨県スポーツ交流団を、次のとおり派遣する。</p> <p>1 派遣団名称 令和元年度韓国忠清北道派遣山梨県スポーツ交流団</p> <p>2 派遣先 大韓民国 忠清北道</p> <p>3 派遣時期・期間 令和元年11月25日(月)～11月29日(金)・5日間</p> <p>4 交流競技 バレーボール(高校生男子)</p> <p>5 スポーツ交流団の構成【計22人】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>人数</th> <th>所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>1人</td> <td>スポーツ健康課</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>1人</td> <td>山梨県バレーボール協会</td> </tr> <tr> <td>総務</td> <td>1人</td> <td>スポーツ健康課</td> </tr> <tr> <td>学校代表者</td> <td>1人</td> <td>日本航空高等学校</td> </tr> <tr> <td>監督・コーチ</td> <td>2人</td> <td>日本航空高等学校</td> </tr> <tr> <td>選手</td> <td>16人</td> <td>日本航空高等学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>※監督、コーチ及び選手の人選については、山梨県バレーボール協会の推薦により決定</p> <p>6 事業内容 交流試合、合同練習、親善交流行事等</p> <p>7 その他 結団式・研修会を、次の日程により開催する予定</p> <p>(1) 日時 令和元年11月15日(金)</p> <p>(2) 場所 県庁防災新館</p> <p>(3) 出席者 教育長、交流団員、関係者</p>			役職	人数	所属	団長	1人	スポーツ健康課	副団長	1人	山梨県バレーボール協会	総務	1人	スポーツ健康課	学校代表者	1人	日本航空高等学校	監督・コーチ	2人	日本航空高等学校	選手	16人	日本航空高等学校
役職	人数	所属																						
団長	1人	スポーツ健康課																						
副団長	1人	山梨県バレーボール協会																						
総務	1人	スポーツ健康課																						
学校代表者	1人	日本航空高等学校																						
監督・コーチ	2人	日本航空高等学校																						
選手	16人	日本航空高等学校																						